

# 昭和六十四年歌会始のお題

## 及び詠進歌の詠進要領

【晴】と定められました。

詠進歌の詠進要領は次のとおりです。

○詠進歌は、未発表の自作を一人一首に限ります。

○用紙は、半紙とし毛筆で自書。

自書することができない場合は、他人が代筆しても差し支えありませんが、別紙に代筆の理由、代筆せんが、別紙に代筆の理由、代筆

者の住所及び氏名を書いて詠進歌に添えてください。なお、盲人の方は点字で詠進しても差し支えありません。

○書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と歌、左半分に郵便番号、住所、氏名（本名、振り仮名）、生年月日、職業を縦書きで書いてください。

○詠進の期間は、九月一日から十

ご存じですか  
せんが、別紙に代筆の理由、代筆

せんが、別紙に代筆の理由、代筆

## 建設業退職全共済制度

建設業を営む方々及び建設現場で働く皆さん、国が作った「建設業退職金共済制度」をご存じですか。

この制度は、昭和三十九年に中小企業退職金共済法により作られました。

この制度の特色は、一般の退職金のように労働者が事業所をやめたとき支払われる退職金ではなく、建設業という一つの業種の中で働く限り、事業所に雇用された期間全部を通算して退職金を支払うと

いう、いわば建設業界ぐるみの退職金制度です。

建設業は、国の制度ですから、確実、安全であり、極めて有利な利回りで計算されています。

現在、全国で十二万の事業主、百六十八万人の労働者がこの制度に加入し、退職金の積み立てが行なわれ、既に四十四万人の労働者が退職金を受け取り、その額は九百三十四億円を越えています。

この制度について詳しいことは、建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

この制度について詳しいことは、農業委員会（☎ 0872-1-11 内線 231）若しくは農業改良普及所（☎ 0872-777-777）へ

【建設業退職金共済組合高知支部（高知市本町四一—一五 高知県建設会館内 ☎ 0876-1-81）にお問い合わせください。】

## 青年男女交歓会

### 行政書士試験

月十一日まで（当日消印有効）とします。

○あて先は、〒100 東京都千代田区千代田一一番一号 宮内庁で封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

○午後三時 前十時

○場所 野市町役場会議室

○内容 交通事故、公害、土地、建物、金銭貸借等の問題や夫婦、

親子、遺産等家庭内の問題について相談に応じます。

○担当者 高知地方・家庭裁判所所属の民事・家事調停委員

なお、この相談は無料で、相談の内容についての秘密は堅く守られます。

○提出書類 ①受験願書（総務部地方課で配付）

②履歴書 ③受験資格を有すると知事が認定した者。（二）

これと同等以上の学力があると認められた者。

④高等學校を卒業した者、または員として運算して三年以上行政事務を担当した者。

⑤同等以上の知識及び能力を有すると知事が認定した者。（二）

の認定を受けようとする場合は、県所定の受験資格認定申請書に履

歴書、戸籍抄本、②と同等以上の知識及び能力を有することを証明する書類（現在の氏名がこの書面に記載された氏名と異なる場合は、同一人物であることを証明する書類または抄本等を添付）

⑥返信用封筒（切手は不要）

⑦写真（出願前一年以内に撮影したもので上半身名刺型のもの）

⑧提出書類 ⑨記載された氏名と異なる場合は、同一人物であることを証明する書類（現在の氏名がこの書面に記載された氏名と異なる場合は、同一人物であることを証明する書類または抄本等を添付）

⑩受験料 受験願書に高知県収入課紙五千円をはつてください。

⑪受験手数料 受験願書に高知県収入課紙五千円をはつてください。

⑫受験用封筒（切手は不要）

⑬受験願書の受け付け 九月一日（木）から九月二十日（火）（当日消印有

### 技術講習

○申し込み 受講希望者は、講習開始日の七日前までに県立婦人就業センター（〒780 高知市橋本6番20号 ☎ 0875-1-43）までお申し込みください。

○講習日 おおむね毎週月・水・金曜日

○受講料 無料。ただし教材費は自己負担。

○受講申込書 当センター、県庁県民室、市役所企画課広報統計係にあります。

○申込書類 詳しいことは、当センターまでお問い合わせください。

○申込書類 詳しいことは、当センターまでお問い合わせください。